

令和5年10月26日
西日本高速道路株式会社

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者及び住所

	入札参加資格停止業者	住所
①	木本工業株式会社	高知県高知市鷹匠町1-2-51
②	株式会社ジオテク	高知県高知市南御座2-22
③	構営技術コンサルタント株式会社	高知県高知市本宮町105-23
④	株式会社第一コンサルタンツ	高知県高知市介良甲828-1
⑤	株式会社高建総合コンサルタント	高知県四万十市駅前町2-3
⑥	株式会社地研	高知県高知市円行寺25
⑦	株式会社四国トライ	高知県高知市南川添17-21
⑧	株式会社相愛	高知県高知市重倉266-2
⑨	長崎テクノ株式会社	高知県高知市若松町1705

2. 入札参加資格停止期間：

- ①②③④⑤ 令和5年10月26日から令和5年12月25日まで（2か月）
⑥⑦⑧ 令和5年10月26日から令和5年11月25日まで（1か月）
⑨ 令和5年10月26日から令和6年2月25日まで（4か月）

3. 入札参加資格停止措置対象地域：

地域3

4. 事実概要：

本件は、公正取引委員会が、令和5年9月28日、上記9社を含む14社について、高知県が指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注した業務の入札に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、違反行為者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象者として公表されたもの。

5. 入札参加資格停止措置理由：

当該事業者が、公正取引委員会より独占禁止法第3条の規定に違反したことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成17年11月30日付要領第96号）別表第2第3号に該当する。

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第2

措置要件	地域及び期間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号第5号、第8号及び第9号に掲げる場合を除く。)</p>	<p><u>発生地域及び影響を受けた地域について、当該認定をした日から2月以上9月以内</u></p>

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地域区分

地域	都道府県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県(※1)、奈良県、和歌山県及び岡山県(※2)
2	兵庫県(※3)、鳥取県、島根県、岡山県(※4)、広島県及び山口県(※5)
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県(※6)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課